

定年前再任用短時間勤務職員等に係る 住居手当の取扱いについて(案)

1 趣旨

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについて、見直しを行う。

2 内容

国との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

3 施行日

令和7年4月1日

経験者採用試験・選考に係る 受験資格の改正について(案)

1 趣旨

経験者採用制度における年度途中の採用に対応するため、経験者採用試験・選考に係る受験資格を改正する。

2 内容

経験者採用試験・選考及び児童相談所等での経験を求める採用試験・選考に係る受験資格における業務従事歴算定の基準日を、別紙のとおり、それぞれの採用試験公告又は採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日とする。

3 適用時期

令和7年度実施の試験・選考から適用する。

経験者採用試験・選考

職 種		採用 区分	経験及び資格・免許	
			現行	改正後
事務系	一般事務	A 〈1級職〉	民間企業等における業務従事歴が、 <u>試験受験日の属する年度の末日</u> において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。	民間企業等における業務従事歴が、 <u>採用試験公告により定める採用予定日の前日</u> において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。
		B 〈主任〉	民間企業等における業務従事歴が、 <u>選考受験日の属する年度の末日</u> において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。	民間企業等における業務従事歴が、 <u>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日</u> において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。
	ICT	A 〈1級職〉	民間企業等における業務従事歴が、 <u>試験受験日の属する年度の末日</u> において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。	民間企業等における業務従事歴が、 <u>採用試験公告により定める採用予定日の前日</u> において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。
		B 〈主任〉	民間企業等における業務従事歴が、 <u>選考受験日の属する年度の末日</u> において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。	民間企業等における業務従事歴が、 <u>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日</u> において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。
		C 〈係長級〉	民間企業等における業務従事歴が、 <u>選考受験日の属する年度の末日</u> において、直近18年中12年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。	民間企業等における業務従事歴が、 <u>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日</u> において、直近18年中12年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。

※ 下線部は、今回の改正箇所

経験者採用試験・選考

職 種		採用 区分	経験及び資格・免許	
			現 行	改 正 後
福 祉 系	福 祉	A 〈1級職〉	<p>以下の1及び2の要件を満たす者</p> <p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(2) 児童指導員の資格を有する者</p> <p>(3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>(4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者</p> <p>2 民間企業等における業務従事歴が、<u>試験受験日の属する年度の末日</u>において、直近10年中4年以上あるもの。</p> <p>なお、業務従事歴は前項(1)、(2)又は(3)の資格を取得後(保育士資格の場合は都道府県知事の登録後)に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1年以上の期間について、複数のもをを通算できる。</p>	<p>以下の1及び2の要件を満たす者</p> <p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(2) 児童指導員の資格を有する者</p> <p>(3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>(4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者</p> <p>2 民間企業等における業務従事歴が、<u>採用試験公告により定める採用予定日の前日</u>において、直近10年中4年以上あるもの。</p> <p>なお、業務従事歴は前項(1)、(2)又は(3)の資格を取得後(保育士資格の場合は都道府県知事の登録後)に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1年以上の期間について、複数のもをを通算できる。</p>
		B 〈主任〉	<p>以下の1及び2の要件を満たす者</p> <p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(2) 児童指導員の資格を有する者</p> <p>(3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>(4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者</p> <p>2 民間企業等における業務従事歴が、<u>選考受験日の属する年度の末日</u>において、直近14年中8年以上あるもの。</p> <p>なお、業務従事歴は前項(1)、(2)又は(3)の資格を取得後(保育士資格の場合は都道府県知事の登録後)に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1年以上の期間について、複数のもをを通算できる。</p>	<p>以下の1及び2の要件を満たす者</p> <p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(2) 児童指導員の資格を有する者</p> <p>(3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>(4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者</p> <p>2 民間企業等における業務従事歴が、<u>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日</u>において、直近14年中8年以上あるもの。</p> <p>なお、業務従事歴は前項(1)、(2)又は(3)の資格を取得後(保育士資格の場合は都道府県知事の登録後)に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1年以上の期間について、複数のもをを通算できる。</p>

※ 下線部は、今回の改正箇所

経験者採用試験・選考

職 種		採用 区分	経験及び資格・免許	
			現行	改正後
一 般 技 術 系	土木造園 建 築 機 械 電 気	A 〈1級職〉	<p>民間企業等における業務従事歴が、<u>試験受験日の属する年度の末日</u>において、直近10年中4年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</p>	<p>民間企業等における業務従事歴が、<u>採用試験公告により定める採用予定日の前日</u>において、直近10年中4年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</p>
		B 〈主任〉	<p>民間企業等における業務従事歴が、<u>選考受験日の属する年度の末日</u>において、直近14年中8年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</p> <p>なお、機械については、ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は最高使用圧力が98キロパスカル以上の燃料電池設備の工事、維持又は運用に従事した期間が2年以上あること。電気については、第三種電気主任技術者の免状（第一種又は第二種同免状でも可）を有すること。</p>	<p>民間企業等における業務従事歴が、<u>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日</u>において、直近14年中8年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</p> <p>なお、機械については、ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は最高使用圧力が98キロパスカル以上の燃料電池設備の工事、維持又は運用に従事した期間が2年以上あること。電気については、第三種電気主任技術者の免状（第一種又は第二種同免状でも可）を有すること。</p>

※ 下線部は、今回の改正箇所

児童相談所等での経験を求める採用試験・選考

職 種	採用 区分	民間企業等における業務従事歴	
		現 行	改 正 後
福 祉 福 祉 系	児童福祉 〈1級職〉	試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が2年以上）	採用試験公告により定める採用予定日の前日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が2年以上）
	児童福祉 〈主任〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が3年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が3年以上）
	児童福祉 〈係長級〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が5年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務が5年以上）
	児童指導 〈1級職〉	試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が2年以上）	採用試験公告により定める採用予定日の前日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が2年以上）
	児童指導 〈主任〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が3年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が3年以上）
	児童指導 〈係長級〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が5年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務が5年以上）
	児童心理 〈1級職〉	試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が2年以上）	採用試験公告により定める採用予定日の前日において、直近10年中4年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が2年以上）
	児童心理 〈主任〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が3年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近14年中8年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が3年以上）
	児童心理 〈係長級〉	選考受験日の属する年度の末日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が5年以上）	採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近18年中12年以上（うち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務が5年以上）

※ 下線部は、今回の改正箇所